

2020年2月吉日

代理店各位

株式会社クレデンス

民法改正に関するお知らせ

拝啓

向春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2020年4月1日より改正民法が施行されるのに伴う今後の対応につきまして、下記の通りご案内させていただきます。代理店各位には、何かとご不便をお掛け致しますが、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

また、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社保証委託契約につきましては、原則連帯保証人不要といたします。
ただし、連帯保証人を付帯してのご契約も承ります。
なお、法人契約の一部のプランは連帯保証人をお願いする場合がございます。
2. 連帯保証人を付帯する場合は、極度額を「契約時の賃料等の12ヵ月分」といたします。
3. 保証委託契約書および約款の改訂を行います。

〔主な改訂箇所〕

(1)保証委託契約書

- ・極度額に関する文言を追加
- ・主債務者（賃借人）による情報提供義務の実施状況確認の文言を追加

(2)保証委託契約約款

- ・第2条（連帯保証人及び身元引受人）

極度額に関する定めを明記したほか、弊社の情報提供義務に関する条項を追記

後日、弊社より新書式の保証委託契約書をお送りいたしますので、お差替えいただきますようお願い申し上げます。それに伴いまして、2020年4月以降、連帯保証人付帯のご契約に現書式はご利用いただけません。

以上

本件に関するお問合せは下記までお願いいたします
株式会社クレデンス 営業推進部 03-5213-1126